

(総則)
第1条 常勤役員の給与は、この規程の定めるところによる。

(給与の支給区分)
第2条 給与を支給する役員は、原則として常勤役員とする。

(給与の区分)
第3条 役員の給与は、本給、調整手当ておよび諸手当とする。
2. 調整手当は、会長が別途定めるものをいう。
3. 諸手当は、通勤交通費及び期末手当とする。

(本給)
第4条 役員の本給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 会長	1,000,000円
(2) 副会長	850,000円
(3) 常務理事	750,000円
(4) 理事	650,000円

(諸手当)
第5条 通勤交通費は、通勤に要する費用として支払う手当とし、その取扱および支給額は別に定める。
2. 期末手当では、毎年6月、12月および3月にそれぞれ支払う手当とし、支給額はそれぞれ2.5ヶ月、3.5ヶ月および1ヶ月とする。

(支給日及び支給方法)
第6条 期末手当以外の給与は、毎月25日に、その月の支給額から所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料を控除した金額を、役員が指定する銀行その他の金融機関に設けられた当該役員名義の預金口座へ振込みによって、または、直接役員に通貨をもって支払う。ただし、支払い日が休日の場合はこれを前日に繰り上げる。

2. 期末手当は、6月、12月および3月の各10日以内に、前項と同様の方法によって支払う。

(あらたに役員となった者の給与)
第7条 月の途中において、あらたに役員に選任されたものに対する選任当月分の給与(期末手当を除く。以下次条においても同じ。)の額は、それぞれ第3条および第4条に規定する額を、当該月の日数に応じて日割計算で支払う。

(役員でなくなった者の給与)
第8条 役員が退職したときは、退職の当月分の給与は、日割計算によって支給する。ただし、役員が死亡したときは、死亡の当月分の給与は、その全額を支給する。

(付則)
この規程は、平成2年5月30日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

(調整手当)
第1条 調整手当、役員が事務局の役職を兼務する場合に支給する手当および会長が必要と認める手当をいう。

(役職の兼任)
第2条 役員が事務局の役職を兼任する場合は、月額とし、次号に掲げる役職に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 事務局長	100,000円
(2) 事務局長代理	70,000円
(3) 研究所長、部長	50,000円

2. 役員が事務局の複数の役職を兼任する場合、いずれか上位の手当とし重複して支払わない。

(その他)
第3条 役員の職務等に応じて会長が認める手当を支給する。

(規則)

第1条 役員の退職金の支給はこの規程の定めるところによる。

(支給額)

第2条 役員が退職したときは、在職8年間は在職期間1ヶ月につき、又は、在職8年間を超える期間については在職1年間につき、その者の退職時における本給月額に100分の36の割合を乗じて得た額を退職金として支給する。ただし、第3条後段の規程により引き続き在職したものとみなされた者の退職金は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月、又は1年につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額を合計した額とする。

2. 前項の規程による退職金は、その者の職務実績に応じ、会長が増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、選任の日から起算して既にしたがつて計算するものとし、1月、又は1年に満たない端数を生じたときは、それより1月、又は1年と計算する。

2. 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から該当できる月数に遙するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

役員給与規程細則調整手当の適用について

平成2年 6月19日

役員給与規程細則第1号に定める調整手当（役員が事務局の役職を兼務する場合等に支給する）は、役員私傷病等により1か月以上の長期欠勤をした場合、1か月を超える欠勤日数に応じて日割計算により支給する。

平成2年度第3回常務会議事項4・非常勤役員報酬について

平成2年 6月 1日

非常勤役員報酬については、役員給与規程を準用し、下記の通りとすることを了承した。

氏名	年俸の額	適用期間	支給月
山中和啓務理事	800,000円	平成2年6月1日～平成3年5月31日	12月:40割、6月:40割
佐々木秋生相談役	4,800,000円	組合在職時	月:40割

役員報酬について（常務会決議）

平成2年 8月 1日

役員報酬を下記のとおり支給する。

受給者	年俸	記		
		中	尾	喜
金額	1,000,000円			久
支給時期	12月及び7月各50万円			

役員調整手当の支給について（常務会決議）

平成2年 4月 1日

役員給与規程第1号細則第1号第3条の規程に基づき、役員の単身赴任に係る調整手当を下記のとおり支給する。

記

1. 単身赴任の役員は、単身赴任に要する実費を調整手当として支給する。

2. 支給する実費は、次のとおりとする。

① 住宅賃借料（本人負担分）

② 郡省に要する往復旅費（ただし、宿泊料、日当は除く）原則として月4回

③ 諸雜費として月額25,000円

3. 支給額は所得税控除後の金額とする。

平成3年度第1回常務会議事項3. 審議事項(4)

平成3年 4月23日

横山相談役の特別功労金を所定の退職金の100%、報酬月額を40万円とすることを了承した。

役員調整手当の支給について

平成5年 5月 1日

役員給与規程第1号細則第1号第3条の規程に基づき、第記念施設研究所役務本部役員の第記念施設研究所出張に係る調整手当を下記の通り支給する。

1. 日当、宿泊料、その他諸経費を支給する。（支給月額：120,000円）

なお、出張に係る鉄道運賃は別途旅費規程の定めるところによる。

中国航天工业总公司708所
印数：1万
生产日期：1995年1月
北京市邮政管理局监制
监制证号：0269